

令和2年第1回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年4月27日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）
第 5 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
第 6 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号））
第 7 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
第 8 議案第28号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君

介護保険課長	神	信	弘	君	
産業課長	秋	元	千	春	君
建設課長	今	城		豪	君
総務課主幹	菅	藤	覚	史	君
教育長	根	井	朗	夫	君
教育委員会次長	谷		早	苗	君

◎議会事務局

事務局長	瀬	戸	雅	哉	君
書記	伊	藤	秋	恵	君

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和2年第1回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案5件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定において、議長において7番、山口芳之君及び1番、連茂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年2月分及び3月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから4ページとしております。
第3に、同じく監査委員より、赤井川村監査基準の策定通知がありましたので、5ページから10ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第24号ないし日程第5 議案第25号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

この際、日程第4、議案第24号から日程第5、議案第25号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）及び日程第5、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

菅藤総務課主幹。

○総務課主幹（菅藤覚史君） ただいま上程いただきました議案第24号、議案第25号につきましては、本年の税制改正等に伴う赤井川村税条例及び固定資産評価審査委員会条例の改正の専決処分となっております、一括してご説明いたします。なお、改正条例及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年4月27日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和2年4月1日より施行する必要があるため、令和2年3月31日に公布しているものです。

議案の1ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、赤井川村長。

それでは、議案の61ページ以降の改正要点資料を御覧ください。今回の改正条例については、先ほど申し上げました地方税法並びにその他関係する法令等の改正に伴うもので、総務省から示される改正条例の例に沿って条例改正を行っております。法改正に伴う引用条項や平成から令和への改元に対応する部分の改正については説明を一部省略させていただきます、令和2年度税制改正でポイントとされた部分についてご説明をさせていただきます。

まず、第1条による改正ですが、第24条及び第34条の2については地方税法の未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直しが行われたことによる対応でございます。これまで同じ独り親であっても離婚や死別であれば寡夫控除が適用されるのに対し、未婚

の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっておりました。また、男性と女性の独り親で控除の額が違うなど男女間でも扱いが異なっておりました。今回の改正では、全ての独り親家庭に対して公平な税支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず生計を同じとする子を有する単身者について同一の独り親控除、控除額35万円が適用されることとなります。この改正によりまして、個人住民税については令和3年度分以後に適用されることとなりますので、対象となる方の村民税の算定については影響が出てくるものと思います。

次に、第36条の3の2及び第36条の3の3については、こちらは給与所得者及び公的年金受給者が申告する際に単身児童扶養者の記載が不要になったことによる改正であります。特に影響はないと思われます。

次に、第54条でございますが、固定資産税に関連することで、所有者不明の土地に係る肯定資産税の課税上の課題に対応するための改正であります。調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産については、使用者を所有者とみなすことができることとなります。該当はないと思われるため、影響はないと思われます。

次に、62ページをお開きください。第74条の3でございます。こちらも固定資産税に関連することでございますが、登記簿上の土地所有者が死亡した場合に相続登記がされるまでの間、現所有者、相続人等でございますが、に対し賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとされたことによる改正であります。特に影響はないと思われます。

次に、附則第3条の2及び附則第4条についてですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う条例改正で、この規定は延滞金の算定をする際の割合を定めるものであり、地方税法の特例で毎年の特例基準割合によって決定されます。この際の特例基準割合の算定方法は、毎年財務大臣が告示する平均貸付割合に1%を加算したものが用いられておりましたが、令和3年1月1日以降は平均割合に0.5%の加算したものをを用いることとなります。改正による影響はないと思われます。

次に、64ページをお開きください。附則第17条については、低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、土地利用基本法の一部改正により特例が創設されることとなり、引用する条項の整理や法改正による文言の整理と改変への対応するための改正でございます。対象要件の一つとして、都市計画区域内に所在するものとの要件があるため、特に改正による影響はないと思われます。

次に、附則第17条の2については、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についてですが、適用期限を令和5年度まで延長することとなる改正となります。対象事例がないと思われ、影響はないと思われます。

次に、65ページをお開きください。第2条による改正ですが、第31条から第52条については、法人税法の改正による連結納税制度の申告方法の見直しに対応する条項等の改正であります。特に影響はないと思われます。

次に、附則第3条の2についてですが、こちらは租税特別措置法の改正による項の削除に

に伴う改正であります。特に影響はないと思われま

次に、66ページをお開きください。第3条による改正ですが、これまで改正条例に対する法改正に伴う対応条項、改元等の整理でございます。特に影響はないと思われま

続いて、議案第25号の説明をさせていただきます。議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

令和2年4月27日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律名が変更されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、令和2年4月1日より施行する必要があるため、令和2年3月31日に公布しているもの

1ページをお開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、赤井川村長。

議案の4ページをお開きください。固定資産評価審査委員会条例の改正要点資料でございます。第6条の改正により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が題名変更され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律となったことに伴う改正

であります。改正による影響はないと思われま

以上、議案第24号、議案第25号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めま

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めま

これで討論を終わります。

これより議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第24号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めま

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

次に、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第25号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第26号ないし日程第7 議案第27号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

この際、日程第6、議案第26号から日程第7、議案第27号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号））及び日程第7、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程いただきました議案第26号及び議案第27号の説明をさせていただきます。

議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年4月27日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税、自動車税環境性能割交付金、子ども・子育て支援臨時交付金、ふるさと寄附金、簡易水道事業特別会計繰出金等の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日、赤井川村長。

それでは、令和元年度赤井川村一般会計補正予算書（第8号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,581万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,997万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月30日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款地方譲与税、既定額に480万5,000円を追加し、4,200万3,000円に。これは、1項の地方揮発油譲与税に25万9,000円、2項自動車重量譲与税に454万6,000円の増額でございます。

3款利子割交付金、既定額から6万1,000円を減じ、7万9,000円に。

4款配当割交付金、既定額に2万4,000円を追加し、26万4,000円に。

5款株式等譲渡所得割交付金、既定額から7万6,000円を減じ、17万4,000円に。

8款自動車取得税交付金、既定額に1万7,000円を追加し、445万4,000円に。

9款自動車税環境性能割交付金、既定額に96万8,000円を追加し、128万6,000円に。

11款地方交付税、既定額に1,964万6,000円を追加し、10億3,046万7,000円に。

13款子ども・子育て支援臨時交付金、既定額に51万4,000円を新規計上でございます。

18款財産収入、既定額に2万4,000円を追加し、835万6,000円に。これは1項の財産運用収入の増額でございます。

続いて、3ページ目です。19款寄附金、既定額に2,000万円を追加し、2億1,033万2,000円に。

歳入合計既定額に4,586万1,000円を追加し、23億8,997万6,000円でございます。

次に、4ページ目をお開きください。3款民生費、補正額はございませんが、財源内訳の変更でございます。

4款衛生費、既定額に131万1,000円を追加し、2億3,839万7,000円に。

9款教育費、既定額に75万5,000円を追加し、1億9,830万3,000円に。これは、2項小学校費で33万5,000円の増、3項中学校費で7万円の増、5項保健体育費で35万円の増額によるものでございます。

11款予備費、既定額に4,379万5,000円を追加し、1億3,105万1,000円に。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に4,586万1,000円を追加し、23億8,997万6,000円となるものでございます。

次に、7ページ目をお開きください。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、既定額に25万9,000円を追加し、1,025万9,000円、内訳は地方揮発

油譲与税の額の確定による増でございます。

同じく2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、既定額に454万6,000円を追加し、2,954万6,000円、内訳は自動車重量譲与税の額の確定による増でございます。

次に、8ページ目です。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、既定額から6万1,000円を減じ、7万9,000円、内訳は利子割交付金の額の確定による減でございます。

続いて、9ページ、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、既定額に2万4,000円を追加し、26万4,000円、内訳は配当割交付金の額の確定による増でございます。

続いて、10ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、既定額から7万6,000円を減じ、17万4,000円、内訳は株式等譲渡所得割交付金の額の確定による減でございます。

次に、11ページです。8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、既定額に1万7,000円を追加し、445万4,000円、内訳は自動車取得税交付金の額の確定による増でございます。

続いて、12ページです。9款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金、既定額に96万8,000円を追加し、128万6,000円、内訳は自動車税環境性能割交付金の額の確定による増でございます。

次に、13ページです。11款地方交付税、1項地方交付金、1目地方交付金、既定額に1,964万6,000円を追加し、10億3,046万7,000円、内訳は特別交付税の額の確定による増です。増額の詳細は不明ですが、後志道余市インターの開設に伴いまして高速道路の救急利用が交付税措置されたものが主なものでございます。

次に、14ページです。13款子ども・子育て支援臨時交付金、1項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、51万4,000円の新規計上でございます。内訳は、国の幼児教育無償化に伴う交付金の新設によるものでございます。

次に、15ページです。18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に2万4,000円を追加し、50万7,000円、内訳は配当金の額の確定による増でございます。

続いて、16ページです。19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に2,000万円を追加し、2億1,015万1,000円、内訳はふるさと寄附金が増加したことによる増でございます。

続いて、17ページです。3歳出、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所運営費、補正額の増減はありませんが、一般財源を51万4,000円減じ、特定財源のその他の51万4,000円を追加する財源内訳の変更でございます。内訳につきましては、先ほど説明しました子ども・子育て支援臨時交付金の新設によるものでございます。

次に、18ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費、既定額に131万1,000円を追加し、1億5,577万2,000円、内訳は簡易水道事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

続いて、19ページです。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に33万5,000円を追加し、3,398万8,000円に。内訳は赤井川小学校及び都小学校の電気料の増額でございます。これは、電気料の請求日の変更によりまして元年度につきましては13か月分支払うこととなったことによる増額でございます。以降の光熱水費についても同様でございます。ただ、教育委員会以外の他の施設に関しては現行予算で対応可能だということから、今回補正は行っておりません。

9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に7万円を追加し、1,594万9,000円に。内訳は、先ほど説明いたしました電気料の増額によるものでございます。

9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に35万円を追加し、1,927万8,000円に。内訳は、体育館の電気料の増額によるものでございます。

最後、20ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に4,379万5,000円を追加し、1億3,105万1,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては3月の補正後に各種交付金等の額の確定による歳入の増減と教育施設の電気料の増額及び後ほどご説明いたしますが、簡易水道事業特別会計の繰出金の増が主なものでございます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年4月27日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、水道使用料の減額によるものでございます。

次のページをおめくりいただきたく思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日、赤井川村長。

それでは、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第6号）の1ページ目をお開きいただきたく思います。令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年3月30日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたく思います。第1表、歳入予算補正、歳入、1款事業収入、既定額から131万1,000円を減じ、5,158万6,000円に。これは、1項使用料の減額でございます。

2款繰入金、既定額131万1,000円を追加し、2,134万3,000円に。歳入合計は、既定額と変

ならず7,443万1,000円でございます。

続いて、4ページ目をお開きいただきたいと思います。2歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額より131万1,000円を減じ、5,156万6,000円に。内訳は、主にキロリゾートさんのほうで新型コロナウイルスの影響で観光客の入り込み数が減少したことにより2月以降の収入額が予想以上に減ったことによる減額でございます。

次のページです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に131万1,000円を追加し、2,134万3,000円に。内訳は、水道使用料の減収による歳入不足を補うために一般会計からの繰入金の増額でございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

連議員。

○1番（連 茂君） 説明あったら、ごめんなさい。教育費のほうで電気代が13か月というのがちょっと意味が分からなかったもので、説明してもらえますか。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 13か月というのは、今まで毎月2日がたしか検針日だったのです。高圧の電気の方だけなのですが、毎月2日が検針日だったものが今回1日から31日の検針日に変更になったことによって、元年度の検針回数が13回となります。請求も13回分来ることになりまして、1か月分が多く元年度分で請求されることになりました。ほかの施設については、高圧分なので、教育委員会ですと学校と体育館が高圧分が該当になって、あと庁舎と健康支援センターかな、役場全体ですとなるのですが、ほかの施設については現行予算で足りるということで今回補正はされていなかったのですが、教育委員会については精査した結果こちらに記載している金額が足りないということで今回計上させていただいてございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第27号の水道使用料の減額について、キロリゾートの客数減によるものが大きいというご説明でしたが、キロリゾートの新型コロナウイルスの影響について実績どのように、客数もそうですし、収入もです。どのくらい影響が出ているのかというのがもし把握されているようでしたら、お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 個別の事業者ということもあり、公表はしておりません。ただ、観光客はその後ほとんど宿泊客も含めかなり減少しているということは聞いておりますが、実際の入り込み客数の段階では、今の段階ではうちのほうも全て3月末も含めてまだ最終的な営業を終了してから報告を受けたいというふうに思っています。ただ、今日ホームページにも載っていましたが、キロリゾートさん昨日をもって全ての営業を終わるといって報告を受けております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） この専決処分補正額全般なのですが、確定額のみ載っているのと、寄附金に対しては2,000万という額が載っています。これは見込額なのか、それとも3月いっぱい確定額が載っているのか、ほかの件に関しては大体確定額が載っているかなと思いますが、そこら辺の違いちょっと教えてください。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまご質問をいただきました寄附金、ふるさと納税の部分だと思いますけれども、3月30日に専決をする時点の見込額です。決算額ではありません。出納閉鎖これから迎えますけれども、見込みとしては2億1,600万円程度ふるさと納税というふうには決算のほうなると思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第26号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第27号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第28号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第28号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第28号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,504万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,004万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年4月27日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、13款国庫支出金、既定額に1,114万2,000円を追加し、1億6,003万3,000円にしようとするものであります。2項の国庫補助金の増額でございます。

14款道支出金、既定額に300万円を追加し、6,455万5,000円にしようとするものでございます。内訳としましては、2項道補助金の増額でございます。

20款村債、既定額に1,090万円を追加し、2億655万円にしようとするものでございます。

1款1項村債の増額でございます。

歳入合計、既定額に2,504万2,000円を追加し、23億5,004万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ目に入ります。歳出、2款総務費、既定額から166万7,000円を減じ、3億8,450万5,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費の減額でございます。

3款民生費、既定額に6万3,000円を追加し、3億6,058万円にしようとするものでございます。1項社会福祉費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額に300万円を追加し、1億3,417万1,000円にしようとするものでございます。1項農業費の増額です。

7款土木費、既定額に1,883万円を追加し、4億2,099万8,000円にしようとするものでございます。2項道路橋梁費の増額でございます。

11款予備費、既定額に481万6,000円を追加し、1,288万2,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に2,504万2,000円を追加し、歳入同額の23億5,004万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ目、第2表、地方債補正でございます。地方債の補正の中身としましては、過疎対策事業債の部分で先ほどご説明しましたとおり、道路橋梁費等で国庫補助事業の事業量が増加して補助金も増えたということで、その分に係る地方債補正の増額でございます。まず、富田線道路改良工事でございます。補正前1,280万円に対しまして、補正後700万円増の1,980万円に、橋梁長寿命化事業につきましては補正前2,660万円に対しまして、補正後390万円を追加し、3,050万円にしようとするものでございます。以下変更はございません。補正前、過疎債計で8,350万円に対しまして補正後につきましては1,090万円増の9,440万円、地方債合計で補正前1億9,565万円に対しまして補正後1,090万円を追加しまして、2億655万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりでございます。今回の補正につきましては、補助事業の内示により事業量が増加または変更になったことにより増額または減額する補正が主な要因となっております。詳細につきましては、村長以下でご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和2年度一般会計補正予算（第1号）の歳入についてのご説明を申し上げます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の7ページ目をお開きください。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から189万円を減じ、295万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、地域公共交通調査事業費国庫補助金の皆減で、補助制度の変更によりまして地方公共団体が実施主体となれないということになったものによるもので、補助金につきましては地域公共交通活性化協議会に支払われることとなりました。詳細につきましては、歳出のほうで担当課長より説明を申し上げます。

13款2項4目土木費国庫補助金、既定額に1,303万2,000円を追加し、1億1,805万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、富田線道路改良工事業交付金及び橋梁長寿命化事業交付金の内示額の増額によるものでございます。詳細につきましては、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、8ページ目になります。14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、既定額に300万円を新規計上し、2,973万円にしようとするものでございます。内訳は、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金を新規計上するものでございます。詳細は歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、9ページです。20款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に1,090万円を追加し、9,440万円にしようとするものでございます。内訳は、先ほどご説明を申し上げ

ました土木費国庫補助金の増額に伴い工事請負費が増額となることから、補助残について過疎対策事業債を充てるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきます。ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

10ページ目をお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から189万円を減じ、2億3,566万9,000円にしようとするものです。補正内容は、先ほど副村長の歳入説明にもありましたが、地域公共交通計画策定に係る補助制度の変更に伴い予算組替えをするものです。昨年度までは地方公共団体が事業主体として公共交通計画策定に係る補助金の交付を受けることができましたが、本年度より地域公共交通活性化法に規定する法定協議会が事業主体とならなければ国の補助金が得られない形となりました。このことにより村が事業主体として業務を発注できないため、歳出の委託料540万1,000円を皆減しております。計画策定業務につきましては、法定協議会に直接交付される国の補助金と村の負担分となる351万1,000円を村から法定協議会へ補助金として交付することにより法定協議会において公共交通計画の策定を行うこととなります。

次に、下段に移ります。7目交通安全対策費、既定額に22万3,000円を追加し、249万2,000円にしようとするものです。10節需用費、11節役務費、26節公課費は、交通安全指導者の車検に要する費用の補正計上となります。18節負担金補助及び交付金については、区会街路灯設置事業の補助要望が2つの区会からなされ、現行予算に不足が生じるため増額しようとするものです。

続きまして、14ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に481万6,000円を追加し、1,288万2,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管の歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に6万3,000円を加え、1億2,491万2,000円にしようとするものです。内訳は、障害者福祉費の22節償還金利子及び割引料で、日常生活用具及び補装具利用者負担返還金として新規に6万3,000円を計上するものであります。計上の理由としましては、重度心身障害者に対し日常生活用具を給付する事業において、利用者からは原則1割の自己負担をいただいておりますが、生活保護受給者及び住民税非課税世帯については自己負担額上限をゼロ円、つ

まり自己負担をいたただかない設定となっていたところ、誤って1割をお支払いいただいていた事案が判明したため、これを返還しようとするものです。返還の対象となる方は3名で、金額は6万2,561円となります。誤りが発生した原因としましては、人事異動に伴い担当が引継ぎを受けたマニュアルが法改正に対応していない状態であり、気づかず当該マニュアルに従い処理を進めたことによるものですが、マニュアルの更新を直ちに行うとともに、今後もあらゆる業務において常に最新の情報に差し替え、細部まで確認した作業を徹底することで再発防止に努めてまいります。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

12ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額に300万円を追加して、2,963万1,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金につきまして細目6といたしまして新たに強い農業・担い手づくり総合支援事業費を新規設定いたしました。この事業に3月に農業者1名が応募を行いまして、4月に新規採択されたところがございます。6月上旬に申請手続が行われるということから、このたび新規事業として追加するものであります。事業内容につきましては、労働力不足等農業経営の課題に対する経営の効率化、機械の導入などによるイノベーションなど、新たな農業技術を活用するため機械や施設経費を調整するというものでございます。なお、補助率につきましては全体事業費の10分の3または上限300万円となる事業でございます。また、これは市町村会計を通じて交付されるため、歳入で14款道支出金と同額となっているところでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

13ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2項土木橋梁費、2目道路新設改良費、既定額に1,438万円を加えて6,378万6,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、4節工事請負費で1,438万円の増額、工事請負費の増額につきましては3月の定例でもご説明いたしました。当初予算で予定しておりました補助事業の国からの内示額が今回多くなりましたので、富田線道路改良工事費の増額でございます。

次の段を御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、既定額に445万円を加えて8,588万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で445万円の増額、工事請負費の増額につきましても富田線と同様3月でご説明いたしました当初予

算から補助事業の額が内示額が多くなったために橋梁の補修工事の工事費を増額するもの
でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の
方、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 13ページ、土木費、この増額分、道路工事、これは延長は幾らぐら
い延びるのかとか、橋に関しては大体決定している額だと思うのですが、延長とかないので、
それはどういうこれだけのかさ上げする理由があるのか、ちょっとご説明ください。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 富田線につきましては、3月の定例でございまして、そのとき
には予算額が3,552万円ということで189メートル予定してございました。今回につきましては、
増額により4,990万円ということで延長としては252メートルの工事となります。

あと、橋梁の補修工事でございますけれども、これにつきましては本数が変わらず、3月
は6,289万円のところ今回補正いたしまして6,734万円ということで445万円の増、これにつ
きましては道路と違いまして延長切りがございません。それで、本数については変わらず補
助が多くなったという形でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 12ページをお願いします。

強い農業・担い手づくり総合支援事業費300万円ということで、この内容を融資指導型補
助みたいなことがというふうに聞いていますけれども、どんな形の補助事業なのか、それか
らこれに対する取組です、300万円。6月に申請ですか、申請が、それからということですか。
例えばどういう形になるのですか。融資指導型ですから、例えば100万円のトラックを
融資を受けて買って、その残額を補助するという、そういう形になるわけなのでしょうか。
どんな形なのですか、この総合支援事業費というのは。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 融資支援型ということでございまして、全体事業費の中で融資
を受けながら、あとその残額分を補助するというような内容になってございまして、例えば
1,000万の事業費であれば10分の3が上限、あるいは300万円が上限となってございますの
で300万円です、補助金が。残りを自己負担あるいは金融機関から融資で受けるという内容
になってございまして、今回につきましては令和2年度事業費3月に申込みがございまし
て、4月に内示がございまして、交付申請時も6月から行うという内容になっている
ところでございます。大体皆さんトラクターですとかドローンですとか、そういったものを
購入して農業の効率化というのですか、作業効率を高めたりするという目的でやられてい
るということで、村の中では今年、この申請者の方が2例目でございまして、以前は三、四

年前に1人いたというようなどころでございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） せっかくの道の補助事業ですので、ぜひとも300万円を使えるような形でPRなり何かをしていただいて、最終的に皆減とかいうことにならないように努めていただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第28号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第28号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和2年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございます。

(午前 9時59分閉会)